

「会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）」についてご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

「会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）」について、広く意見を募集します。意見のある方は、下記により提出してください。

1 改正の内容

高齢単身世帯の増加や住宅の老朽化に対応した市営住宅入居者へのサービスの向上と、少子高齢化・人口減少などの課題に対応した本市の住生活や市営住宅の集約化等に関する施策をより推進する目的から、指定管理者制度を導入することができるように会津若松市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

2 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月5日（月）まで（必着）

3 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在籍する方

4 意見の提出方法

所定の意見書様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用いただくか、任意の様式に氏名、住所、年齢、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより下記の提出先まで提出してください。

（留意事項）

- ・ 意見内容の確認が必要な場合に市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・ 匿名や電話での意見の提出は受け付けできません。
- ・ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご注意ください。
- ・ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ お寄せいただいたご意見については公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

5 意見の提出先

- ・ 直接持参する場合 建築住宅課（栄町第一庁舎4階）
（土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時15分）
- ・ 郵送で提出する場合 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 建築住宅課 宛
- ・ ファクシミリで提出する場合 0242-39-1454（課専用）
- ・ 電子メールで提出する場合 kenchiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

6 閲覧場所

条例案の内容は、建築住宅課（栄町第一庁舎4階）、市政情報コーナー（本庁舎1階 市民ホール）、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター（會津稽古堂）で閲覧することができるほか、市のホームページに掲載しています。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、生涯学習センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。

問い合わせ先：会津若松市建設部建築住宅課（電話 0242-39-1268）